# コミュニティ・スクール 2018

～地域とともにある学校づくりを目指して～

子供

すべては子供たちのために

# コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

## 「地域とともにある学校づくり」を目指して

| | |
|---|---|
| **連携・協働** | 子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、**学校と地域の連携・協働**の重要性が指摘されています。 |
| **社会総掛かり** | 子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、**社会総掛かりでの教育の実現**が不可欠です。 |
| **共　有** | 輝く子供たちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という**目標やビジョンを共有すること**が重要です。 |
| **地域とともにある学校づくり** | コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる**「地域とともにある学校づくり」への転換**を図るための有効な仕組みです。<br>コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。 |

**コミュニティ・スクール ＝ 学校運営協議会** を導入した学校

## コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み

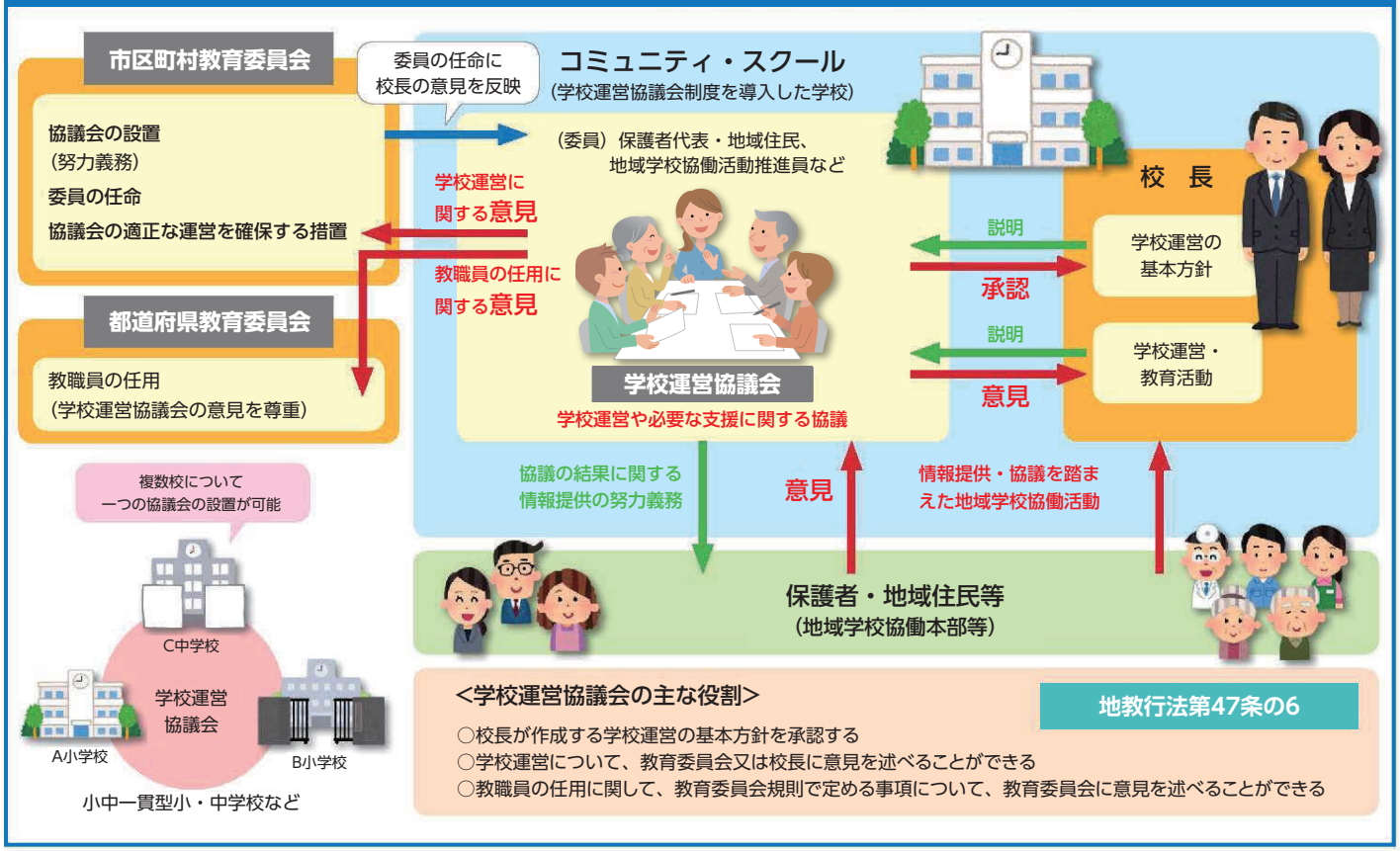


### ▶▶コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に関する法改正（平成29年4月施行）

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6）

- ●学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務に
- ●学校運営への必要な支援についても協議すること
- ●学校運営協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者（地域学校協働活動推進員等）を追加
- ●教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることが可能に
- ●複数校で一つの学校運営協議会を設置することが可能に
- ●協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することが努力義務に

# コミュニティ・スクールの主な3つの機能
## 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6】

### ▶▶ 校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**する

学校運営協議会は、校長の作成する「学校運営の基本方針の承認」を通じて、**育てたい子供像や目指す学校像等に関する学校運営のビジョンを共有**します。保護者や地域住民等の意向を当該方針に反映させることで、地域住民等が校長とともに学校運営に責任を負っているという自覚と意識が高まるとともに、学校運営の最終責任者である校長を支え、学校を応援することができます。

ビジョンを共有するにあたっては、一方が伺いをたて、一方がそれを了承するという関係ではなく、**学校と協議会が対等な立場に立ち、お互いに当事者意識を持って、目指すところを共有し、協働へとつなげていく**ことが重要です。

校長は、承認された学校運営の基本方針に沿い、その権限と責任において教育課程の編成等の具体的な学校運営を行うことになります。

### ▶▶ **学校運営**について、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる

学校運営協議会は、**広く地域住民等の意見を反映させる**観点から、校長が作成する基本方針の承認にとどまらず、当該学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して主体的に意見を申し出ることができます。委員からは、子供たちの教育や学校運営の当事者としての意見が得られ、学校だけでは気づくことができなかった学校の魅力や課題を共有することができます。

学校運営協議会が教育委員会や校長に対して意見を述べるときは、個人の意見がそのまま尊重されるのではなく、保護者や地域住民等の代表による**合議体としての意見を述べる**ことになります。

### ▶▶ **教職員の任用**に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に**意見を述べる**ことができる

学校運営協議会は、**学校の課題解決や教育活動の充実のために校内体制の整備充実を図る**観点から、教職員の採用その他の任用に関する事項について、直接、任命権者に対して意見を述べることができます。学校運営の基本方針を踏まえ、学校と学校運営協議会が**実現しようとする教育目標等に適った教職員の配置を求めるための重要な機能**です。

**任命権者（都道府県・政令市）は域内の実情を踏まえつつ、学校運営協議会からの意見を尊重するよう努める**ことが求められますが、任命権者の任命権の行使そのものを拘束するものではありません。

また、校長の意見具申権そのものに変更が生じるものではありません。（→ P7：Q&A）

全国で授業補助、環境整備、登下校の見守り、放課後子供教室、中高生等への学習支援等の地域学校協働活動が推進され、地域と学校の連携・協力体制が構築されてきており、保護者や地域住民等、多くの関係者が学校の取組や子供たちに直接関わる機会が増えました。だからこそ重要になるのが、**学校・家庭・地域で情報及び課題・目標・ビジョンの共有を確実に行うこと**です。これらの共有が十分でないと、一方が他方に「お願い」をし、それに対して「支援をする」という、貸し借りのような関係になってしまうことがあります。

そこで、地域とともにある学校の運営においては、学校運営協議会で行う協議に加え、**熟議・協働・マネジメント**の3つの視点をもって、左下図のような共有の好循環を作ることが重要です。

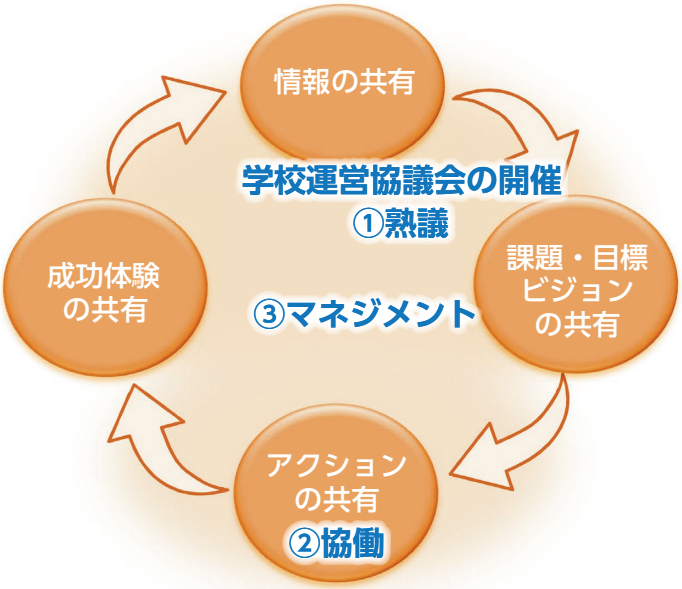

## ① 熟　議

熟議とは、**多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決を目指す対話**のことで、活発な議論により、的確に多くの人の意見を反映することができます。

**【具体的なプロセス】**

(1) **多くの当事者（保護者、教職員、地域住民等）**が集まって、
(2) 課題やビジョンについて「熟慮」し、「議論」することにより、
(3) 互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、
(4) それぞれの役割に応じた解決策や方策が洗練され、
(5) それぞれが納得して**自分の役割を果たすようになる**。

**＜ポイント＞**

学校や子供たちの課題等を学校だけで抱え込んでしまうのではなく、**保護者や地域住民等、多様な関係者とともに「1つのテーブルにつくこと」**です。そこで新しいアイデアや考え方が生まれ、今後の方針を決めていくたくさんのヒントが得られます。

【熟議：例】
A小では「子供たちに家庭学習の習慣が定着していない」という課題が。そこで・・・、

**＜熟議のテーマ＞**

子供たちが**自ら机に向かう習慣を身につける**ために学校・家庭・地域ができることは？

（地域住民）
保護者同士で「熟議」をさせてみては？

（教師）
朝学習で算数のドリルをやらせてみたらいいのでは？

（保護者）
もっと魅力ある授業を展開してほしい！

（地域住民）
子供の自主性を言う前に、まず、大人が学習する機会を設けるべきではないか？

→**「すぐにできる取組」**から協働活動へつなげていきます。

## ② 協 働

協働とは、**同じ目的・目標に向かって、対等の立場で協力して共に働くこと**です。

保護者や地域住民等が**計画段階から参画**し、現状や課題、目標・ビジョンの共有ができたうえで、目標に向けた取組を進めてはじめて「協働」といえます。
現状や課題、目標・ビジョンについて、多様な関係者が当事者意識をもって協議し、共有する場が学校運営協議会や熟議です。

学校運営協議会や熟議で**共有された目的・目標に向かって取組を進め（協働）**、協働により得られた成功体験を更に学校運営協議会や関係者間で共有するために、協議会が主体となって学校評価を行います。

学校運営協議会の機能を生かし、**一体的に「計画→実行→評価→改善」のPDCAサイクルを回す**ことで、より効果的な地域学校協働活動や課題解決に向けた取組が可能となります。そして、学校運営全体の充実・改善につなげることができます。

## ③ マネジメント　【学校教育法　第三十七条】　校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

校長は、学校の最終意思決定者として、学校内はもちろんのこと、地域や社会の動きを敏感に察知して、それに対応した組織改革を推進する責任と権限が付与されています。そのため、コミュニティ・スクールの運営の充実にあたっては、**校長の強いリーダーシップ**が求められます。

### (1) 学校内の組織体制と協働文化の構築

○学校と地域の協働による取組を効果的に進めるための、教職員の役割分担と校内体制づくり、学校内の企画・調整機能、事務体制の強化

○教職員と地域住民を効果的につなぐ交流機会の創出等を通じた、学校に関わる全ての関係者がチームの一員であるという意識の共有

### (2) 学校の教育力を向上させるための工夫

○カリキュラムマネジメント
- 学校運営協議会委員の授業研究への参加
- 委員による授業評価
- 委員による意見や評価を反映したカリキュラム編成

○地域との協働による取組を通じた教職員の資質・能力の向上

○学校運営協議会から家庭や地域に向けた情報発信

### (3) 学校関係者が持つ専門性やネットワークを生かした学校運営

○様々な関係者の意見を踏まえた学校の課題・目標・ビジョンの設定と共有

○地域との関係を構築し、多様な専門性を有機的に結び付け、学校が抱える課題の解決や目標達成に向けた協働を促進

【地教行法第47条の6 第3項】校長は、委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

# コミュニティ・スクールを導入することで・・・（導入後の効果）

**▶▶ 保護者・地域住民等も子供たちの教育の当事者となり、責任感を持って積極的に子供への教育に携わることができるようになります。**

○お互いに顔がわかる関係になり、地域住民等が子供たちに**積極的に声をかけたり、直接助言したりする場面が増加**します。

○学校が保護者や地域住民等と**一緒に課題等に対する対応策を考え、実行に移す**ことができます。

○小中一貫教育等の新しい教育方法との組み合わせにより、**地域ぐるみで効果的に子供を育む体制が構築**されます。

**▶▶ 保護者や地域住民等にとって学校運営や教育活動への参画は、自己有用感や生きがいにつながります。さらに、子供たちの学びや体験が充実します。**

○多くの大人の**専門性や地域の力を生かした学校運営**や教育活動が実現し、子供たちに多様な経験を積ませることができます。

○学校が社会的なつながりを得られる場となり、**地域のよりどころ**となります。

○地域の特性を生かした学びを**目標を共有した上で実施**することにより、学校での学びがより豊かで広がりを持ちます。

**▶▶ 保護者や地域住民等と学校が顔が見える関係となり、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現します。**

○学校の現状や運営方針について理解が深まり、**地域住民等が学校の応援団**となります。

○学校・家庭・地域の「適切な役割分担」により、**教職員が子供と向き合う時間の確保**につながります。

**▶▶ 地域の課題解決に向けた取組や大規模災害時の緊急対応等に、学校と地域が一体となって取り組むことができます。**

**Q. 本校では、すでに学校支援活動や学校評議員として地域住民等に入っていただいており、地域連携がうまく行われているが、学校運営協議会は必要か？**

**A.** 今日の学校を取り巻く課題に適切に対応するためには、地域住民等との連携・協働体制を構築し、その協力を得ることが不可欠です。

地域住民等の協力により実施される学校支援活動を地域学校協働活動として効果的に実施するには、活動を担う地域住民等も、協議や熟議等の実施により、ビジョンや目標の共有を行うことを通じて校長が作成した学校運営の基本方針はもとより、学校の現状や課題等を的確に把握しておく必要があります。

保護者や地域住民等から意見をもらう仕組みとして「学校関係者評価」や「学校評議員制度」がありますが、それらの意見は「合議体」としての意見ではありません。また、述べられた意見を学校運営の基本方針に採り入れるかどうかは、制度上校長次第であり、地域住民等が学校運営に権限を持って参画することが明確に認められているものではありません。

学校運営協議会は合議体であり、校長が作成する学校運営の基本方針の承認を通じ、学校運営の根幹となる「教育課程」や「学力向上」、「いじめや不登校などの生徒指導上の課題」、「部活動」、「共生社会の実現に向けた方針の決定」などについても学校と地域が「対等な立場」で協議するという重要な役割があります。学校運営協議会制度の導入により、**地域住民等が当事者として学校運営に参画することを通じて、学校と地域の連携・協働体制が組織的・継続的に確立され、「地域とともにある学校づくり」や「課題解決に向けた取組」を効果的に進める**ことができます。

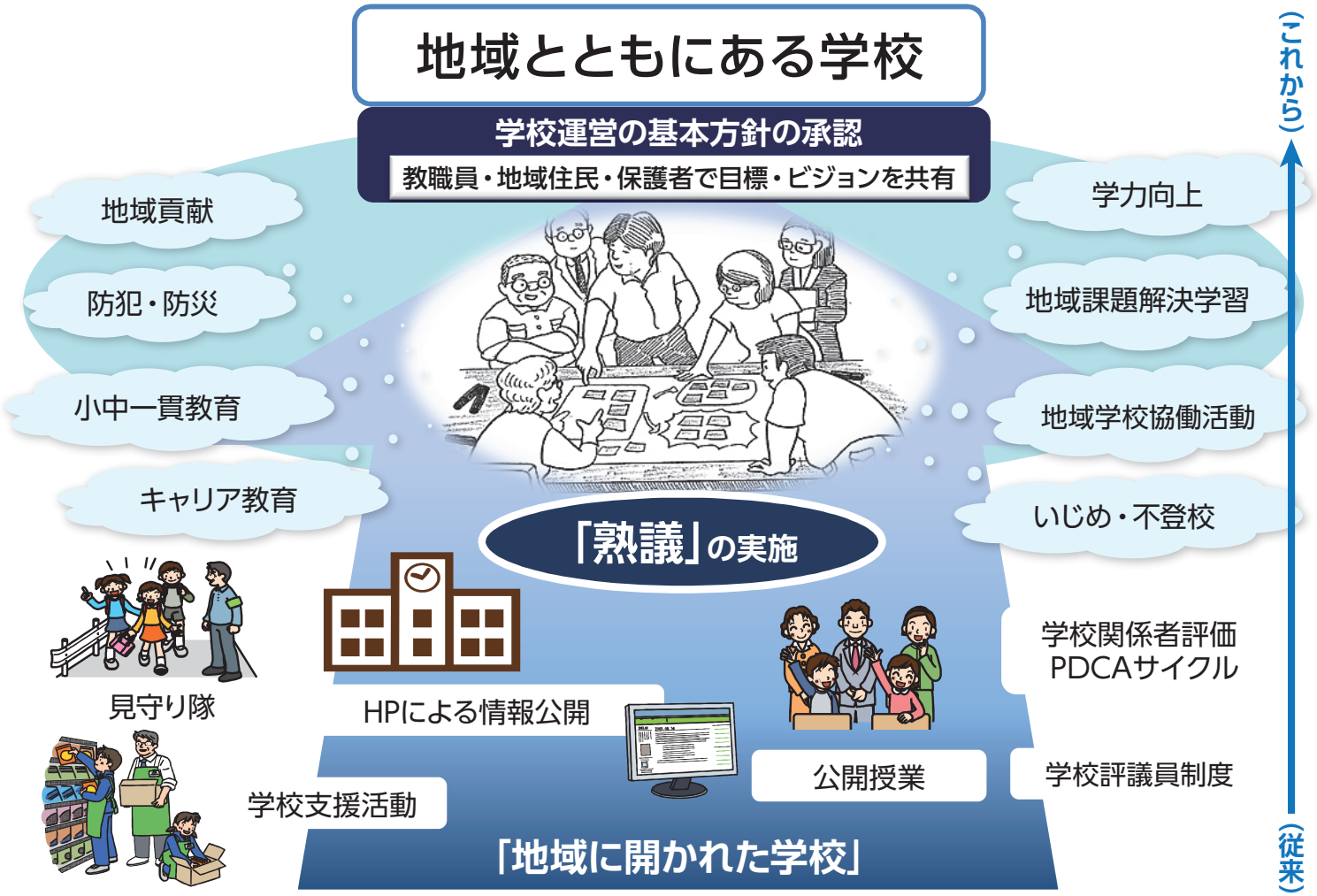

## Q. 学校運営協議会を設置することで、教職員の負担が増えるのではないか？

**A.** 学校運営協議会の設置前後は、組織作りや協議会の開催に関する事務に加え、保護者や地域住民等への理解促進等を地道に行う必要があります。そのため、協議会の運営が軌道に乗るまでに一定程度の稼動が必要となります。一方で、「学校関係者評価」や「学校評議員制度」に関する機能は、学校運営協議会の仕組みに組み込むことで組織を一体化することが可能であり、会議を減らすことができます。また、学校運営協議会が組織されていることで、想定外の協議案件が発生しても、改めて会議体を作る必要がなかったという実例が多く報告されています。

また、コミュニティ・スクールは、学校・家庭・地域が「何を目指すのか」という目標やビジョンを共有し、「何に取り組む必要があるか」等について協議する機関なので、**学校・家庭・地域が適切な役割分担がなされれば、教職員の負担増に直接つながることにはなりません**。

教職員が地域住民やさまざまな組織とつながり、顔が見える関係になることで、職場体験等で協力していただける企業や団体等を容易に見つけることができたり、学校の理解者が増えることで、苦情の件数が減ったりするなどの効果も現れています。

## Q. 教職員の任用に関する意見の申出により、教職員人事に混乱が生じないか？

**A.** 教職員の任用に関する意見は、「地域の特性を生かした教育活動を充実させるための教職員配置」等、校長の学校経営ビジョンを後押しするものが多く、かつ、学校運営協議会は合議制の機関なので、個人としての意見が尊重されるものではありません。そのため、**教職員人事に大きな混乱が生じることはありません**。

また、教職員の任用に関する意見の対象となるのは、採用、転任、昇任に関する事項であり、分限処分、懲戒処分などについては対象とはなりません。

**【教職員の任用に関する意見：例】**
- 地域連携の核となる「社会教育主事」の資格を有する教師の配置を要望
- 若手教職員の人材育成のために、「学年主任ができるリーダー性を持った教師」の配置を要望
- 「地域に根ざしたスポーツ」に関連する部活動の専門的指導ができる教師の配置を要望
- 次年度は複数の学年で個別指導が必要な児童がいることから、学習支援員の複数配置を要望

教職員の任用に関する意見については、各学校の特色や地域の実情等を踏まえつつ、どのような事項を学校運営協議会による意見申出の対象とするかについて、各教育委員会の判断に委ねることが適当と考えられることから、平成29年の地教行法改正において、協議会の意見の対象となる事項の範囲については、各教育委員会規則で定めることとなりました。各教育委員会においては、この趣旨を踏まえ、それぞれの域内の事情を勘案し、適切に規則を設けることが求められます。

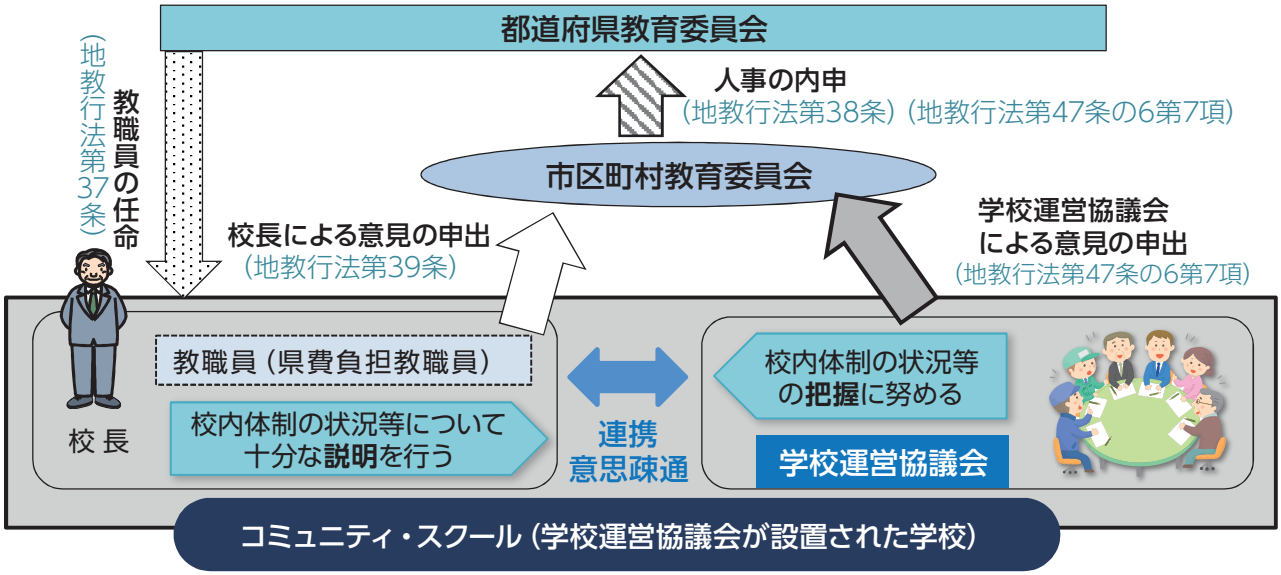

## Q. 地域学校協働活動（地域学校協働本部）と学校運営協議会は、どのように一体的に推進していけばいいの？

**A.** 地域学校協働活動を進めるにあたっては、まず**関係者によるビジョンや目標の共有を行うことが重要であり、学校運営協議会における協議や熟議等がその役割を果たします**。その結果を踏まえ、幅広い地域住民の参画により効果的に地域学校協働活動を行うことにより、子供たちの教育活動の充実や活性化が期待できます。

平成29年3月の地教行法の改正により、学校運営協議会において「学校運営への必要な支援について協議すること」、「学校運営協議会の委員として地域学校協働活動推進員等の学校運営に資する活動を行うものを任命すること」が追加されたことを踏まえ、学校運営協議会と地域学校協働本部が円滑に連携し、両者の機能を効果的に高めていくため、地域学校協働活動推進員が学校運営協議会の委員として学校運営に必要な支援に関する協議に参加するなど、普段からコミュニケーションや情報共有を行うことが重要です。また、地域学校協働活動が効果的かつ適切に行われているか、活動が学校における教育活動や地域の活性化に資するものとなっているかなど、両者の連携により活動に関する振り返りを行い、次年度の地域学校協働活動に反映させることにより、ＰＤＣＡサイクルを機能させていくことが重要です。

**地域学校協働本部と学校運営協議会は、それぞれが持つ役割を十分に機能させることで両輪としての相乗効果を発揮し、学校運営の改善に結び付ける**ことが期待されます。

学校運営協議会では、それぞれの取組（活動）について

- ☑ 何を目的・目標にして行うのか？
- ☑ どのように行うのか？（効果的な手段は？）
- ☑ 学校の「教育課程」とどう関連付けるのか？

等を明確にすることが重要です。
→協議・熟議の必要性

学校と地域の連携・協働を効果的に進めるためには、どれも、欠かせない機能・役割

地域学校協働本部（活動）は3つの要素

- ☑ コーディネート機能
- ☑ 多様な活動
- ☑ 継続的な活動

を充実させ、

- ☑ 幅広い地域住民や団体等の参画を得るための工夫を行うこと

が重要です。
→地域学校協働活動推進員等の役割の明確化

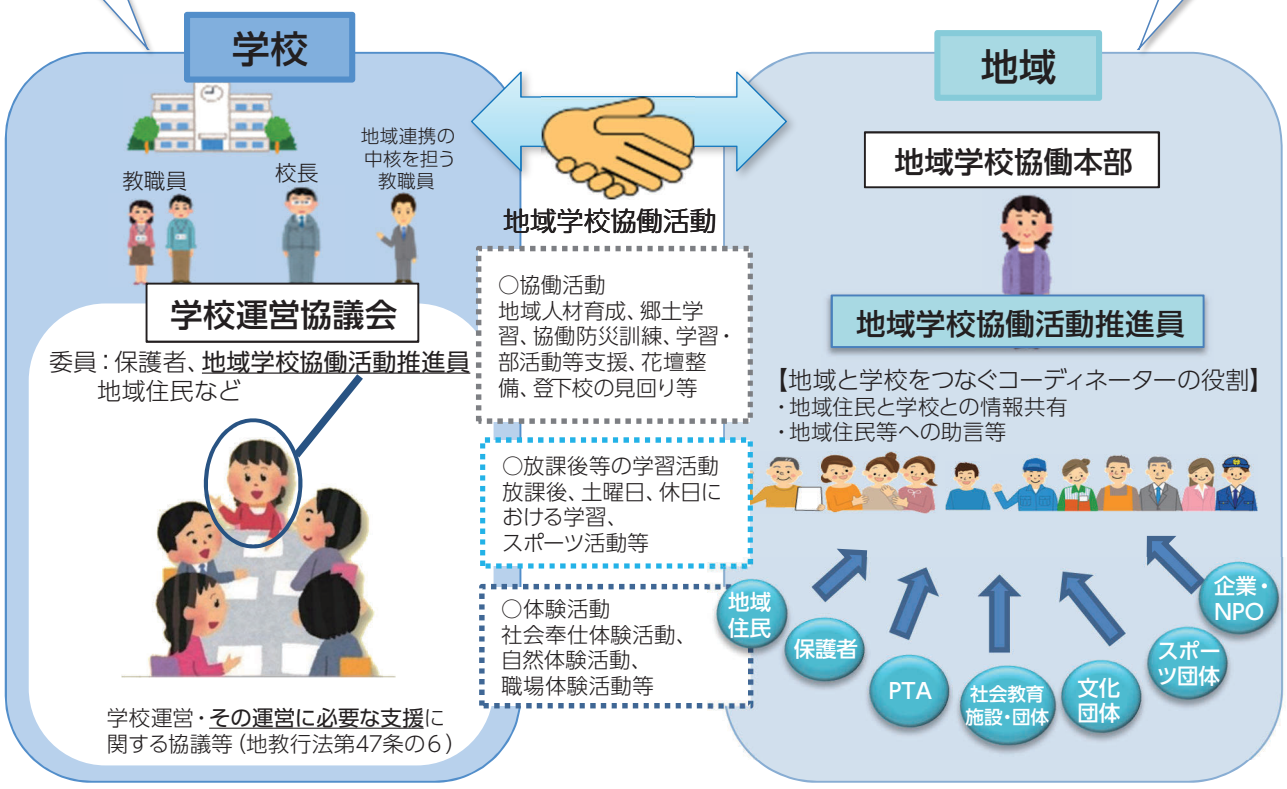


※地域学校協働活動推進員
平成29年3月の社会教育法改正により、教育委員会が委嘱することができるようになりました。

## Q. 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校運営協議会にはどのような役割が求められるのか？

**A.** 今回の学習指導要領の改訂では、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念を学校と社会とが共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を重視し、その理念を前文に明示しています。

各学校においては、この理念に基づき、児童生徒や地域の実情に応じて、**学校として目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていく**ことが求められます。共有の在り方としては、教育目標やその実現に向けた教育課程の編成方針の共有、地域住民や保護者などから学校の教育活動の成果や課題を聴き取り、次年度以降の改善の参考にすることなどが考えられます。その際、例えば学校運営協議会、地域学校協働本部などといった制度を活用したり、保護者会や学校便りなどの機会を生かしたりしていくことなども考えられます。

**学校運営協議会は、教育課程の編成等を含む、校長が作成する基本方針の承認を行う権限を有する合議体**です。学校運営協議会が機能することで、保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映し、目指すところを対等な立場で共有することができるため、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた連携・協働による取組を効果的かつ計画的に進めることができます。

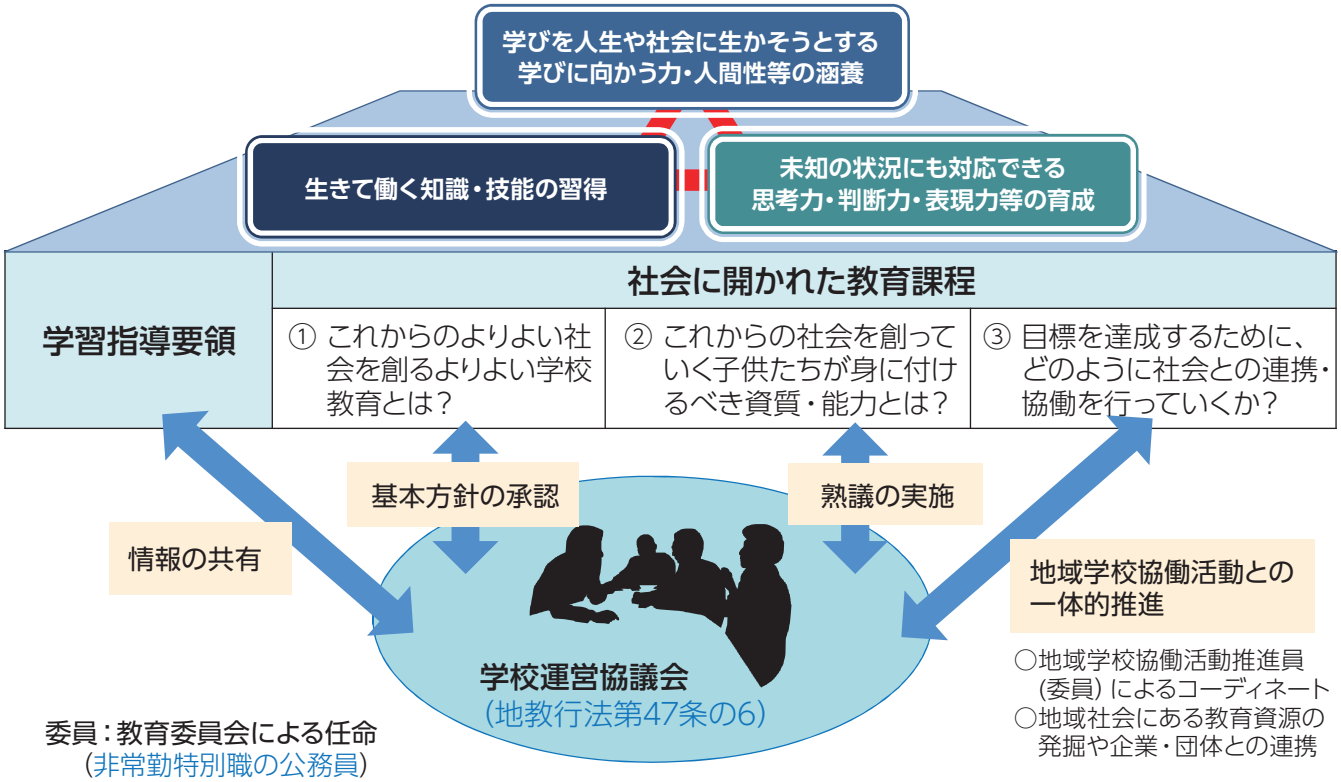


**学校教育法施行規則 第52条**
小学校の教育課程については、（中略）文科大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

**小学校学習指導要領（平成29年告示）**
第1　小学校教育の基本と教育課程の役割
1. 各学校においては，教育基本法及び学校教育法その他の法令（中略）に従い、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

**教育課程を介して社会と目標を共有**

**学校教育法 第37条**
校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

**地教行法第47条の6（学校運営協議会制度）**
4. 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

例

## 学校運営協議会を活用した「社会に開かれた教育課程」共有イメージ

### A市立B小学校の場合

校長

学校運営協議会に提示した今年度の「学校運営の基本方針（抜粋）」です。新学習指導要領において重視されている理念も踏まえて基本方針を作成しています。

例

**⓪教育課程の編成等について学校運営の「基本方針の承認」を行う**

**【平成30年度の学校運営の基本方針（教育課程の編成に関する部分を抜粋）】**

1. 小中一貫教育校のメリットを生かし、地元の産業・歴史・文化を計画的・継続的に学ぶ9年間の一貫したカリキュラムを編成します。特に、「総合的な学習の時間」、「生活科」、「社会科」において、特色ある教育活動を展開します。
2. この地域の子供たちが将来必要となる資質・能力とは何なのか、また、学校の教育課程を通じてどのような地域貢献活動ができるのか等について、「熟議」を実施し、関係者で目標・ビジョンを共有します。
3. 研究授業や授業参観等を通して、教職員・保護者・地域住民等による「教育課程や授業に関する意見交換の場」を増やします。

学校運営協議会

承認

**学校運営の基本方針の共有**

2．に関する熟議

**①教育課程を通じて、どのような地域貢献活動が可能か？（このことを通じて）**
**②子供たちに、どのような力を身に付けさせたいか？**

**目標・ビジョンの共有**

地域貢献活動は
◆学校全体でできること
◆学年段階に応じてできること
に分けて整理すべきでは？

子供たちに「協働性」を身につけさせるために、様々な世代が関わる活動を取り入れるべきでは？

子供たち自身、または地域住民と一緒になって「何ができるか」を考えさせてみては？

「自己肯定感」を育むために、小中一貫教育校であることを生かし、中学生が小学生に説明・発表等を行う機会を設けては？

地域の伝統文化に関する「本物の技術」に触れさせ、町の自慢を自信を持って説明できる力を身につけさせたい。

**③どのように地域や社会と連携・協働していけば良いか？**

**学校・家庭・地域の役割分担**

例

| 地域 | 家庭 | 学校 |
|---|---|---|
| ○学校運営協議会委員が持つネットワークや立場を生かした地域資源の発掘や地域住民・団体・組織・大学等をつなぐ協働体制づくり<br>○教育課程の編成の方針や熟議の結果を踏まえた地域学校協働活動の実施（多くの地域住民・保護者の参画）<br>○学校運営協議会委員による授業や活動の参観と必要な助言・支援<br>○地域学校協働活動推進員等による学校や地域住民・各団体等との連絡・調整 | | **カリキュラム・マネジメント**<br>**「学校の目標を踏まえた教育課程編成」・「人的・物的体制づくり」**<br>総合的な学習の時間<br>○○科<br>○○科<br>○○科<br>学校の教育目標と関連を図った目標を設定<br>○地域連携担当教職員による地域学校協働本部や各団体との連絡・調整 |

**地域学校協働活動**

アクション共有

連携方策の検討

**☆それぞれの自己評価を踏まえ、学校運営協議会として取組を評価し次の活動に生かす**

**評価機能を活用したPDCAサイクルの構築**

例

| 地域 | 家庭 | 学校 | 児童・生徒 |
|---|---|---|---|
| ○地域の物的・人的資源を生かし、学校の基本方針や目標達成に向けた取組が実施できたか。（学校運営協議会委員）<br>○学校の教育活動に対して必要な助言・支援等ができたか。 | ○学校の方針や活動内容を理解し、その実施状況を子供と共有できたか。<br>○家庭学習などを通し、学校の教育目標を踏まえて学びを促すことができたか。 | ○設定した目標の達成に向けて、地域の力を生かした教育活動や授業を展開できたか。<br>○保護者や地域住民等と積極的に対話し、協働による取組ができたか。 | ○地域住民に学び、地域の歴史や文化について、自らの言葉で説明できるようになったか。<br>○友達や先生だけでなく、多くの保護者や地域住民等と意見を交わすことができたか。 |

# コミュニティ・スクールに関するQ&A

## Q. 学校運営協議会の設置に向けて、教育委員会としてはどのようなことに取り組む必要があるか？

**A.** 平成29年3月の地教行法改正により、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となりました。各教育委員会は、**全ての学校がコミュニティ・スクールになることを目指し**、一層の設置促進と活動の充実が必要との認識に立って、**推進体制の構築をはじめ積極的に取組を進める必要があります**。

都道府県教育委員会の役割としては、域内市区町村の教育委員会や学校関係者等に対し、コミュニティ・スクール等への理解促進を図るとともに、管理職等への研修会の企画・実施等の推進が求められます。また、学校設置者として都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進も求められます。

市区町村教育委員会の役割としては、自身の設置している学校の将来像を校長と共有するとともに、地域との連携・協働体制を確立するため、コミュニティ・スクールの推進を支援することが求められます。保護者や地域住民等に対しても、取組の必要性や成果を広く周知するなど、学校への理解と参画を促す環境づくりが重要です。

→教育委員会の取組事例　P.12

## Q. 幼稚園や高等学校、特別支援学校にも、学校運営協議会を設置しなければならないのか？

**A.** 子供たちの生きる力は地域や社会の多様な人々と関わる中で育まれるものであることは、どの段階においても変わるものではありません。地域や社会を支える子供たちを育成していくためにも、**学校種の特性を生かしつつ、幼児・児童・生徒の発達段階に応じて地域や社会との協働体制を構築し、子供たちにとって、社会へとつながる持続的・継続的な取組にしていく必要があり、コミュニティ・スクールはそのために有効な手段です**。

◆幼稚園◆
- 幼児期に家庭や地域の人々など様々な人に愛情をもって関わってもらうことが重要です。
- 卒園児の保護者や区域の小学校、教育・保育施設との円滑な連携の推進等が期待されます。

◆特別支援学校◆
- 学校運営協議会を通じて、保護者や地域住民等に加え、医療、保健、福祉等と連携し、共生社会の実現を目指して子供たちが自立し参加できる環境の充実を図ることが期待されます。
- 特別支援学校が有する資源の有効な活用を図ることを通じて、地域の活性化や、共生社会の実現に貢献していくことも期待されます。

◆高等学校◆
- 高等学校において、広く地域や社会の参画や協力を促進することは、生徒たちが活躍する将来を見据えた学校運営の改善につながるとともに、キャリア教育の推進や学校の魅力化、特色づくりに資するものです。
- 地域の差し迫った課題を、高校生自らが地域と協働して解決していく地域課題解決型学習を実施するなど、高等学校と地域の双方向的な魅力を発信することにより、これからの時代に必要な生徒の主体性や協働性の育成に資することも期待されます。
- 高等学校は生徒の通学範囲が広いため、学校にとっての「地域」の定義が明確でない場合がありますが、自然災害等の発生を想定し、防災の観点で普段から学校が所在する地域との関係を作っておく必要があります。

→高等学校の取組事例　P13,14

教育委員会の取組例

秋田県　由利本荘市教育委員会

# 市の未来を託せる人材の育成をめざして

## 首長部局・地域と連携し、ふるさと愛にあふれる子供を育成する

由利本荘市では人口減少が進み、地域の継承が途絶えてしまうことが課題となっていることから、地域を引き継ぎ、地域に根付く人材を育成するため、首長部局・関係機関・地域・教育委員会が連携してコミュニティ・スクールの活性化を進めました。

地域の方々の支援を受けながら地域学習をし、また、子供たちが自ら地域の課題を考え、解決に向けた能動的な学習を通じて、豊かな心とふるさと愛を育む取組を推進しています。

## コミュニティ・スクールの活性化に向けた教育委員会の取組

各学校、地域がコミュニティ・スクールを推進していくための条件整備やネットワークの構築、研修機会の確保などに教育委員会が積極的に関与し、市全体でコミュニティ・スクールの活性化を促進しています。

### ●市協働連携総合会議

首長部局の部長等・地域学校運営協議会委員・青少年育成団体・校長会・ＰＴＡなど関係者を委員とし、市全体の方向性や相互連携の調整等について協議しています。

**学校・地域・行政が連携して方向性の確認や評価を行う**

### ●市コミュニティ・スクール連絡協議会

市内全小中学校の校長・学校運営協議会会長・地域運営協議会会長・教育委員会各課長等が「コミュニティ･スクール」の取り組みについて情報共有を図るとともに、めざす子供像に向けて実践的な対応策を協議する場です。

**各学校、地域の情報共有、現状課題の把握、CS委員のネットワーク構築、研修機会の確保**

### ●地域連携調整会議

中学校区単位で行政（総合支所長等）や学校運営協議会委員・青少年育成団体など関係者を委員とし、学校・地域・行政の情報共有や連携して実施する事業などの調整を図っています。

**学校・地域・行政が連携して方向性の確認や評価を行う**

### ●協働コーディネーター、CSコーディネーターの配置

地域との調整を担う既存の地域コーディネーター（学校支援活動事業）に加えて、行政や関係機関との調整を担う協働コーディネーター、中学校区ごとの学校との調整役となるCSコーディネーターを配置しています。

**学校・地域・関係機関・行政との連携の核となり調整を図る**

### ●学ぶんフォーラム

市の未来を担う子どもたちの学びを、市民対象に一般公開する

**市民に対して説明責任を果たすとともに、市民全体で考える機会を作る**

●学校支援活動事業（地域コーディネーターの調整による学校支援活動の展開）
●学ぶん・チャレンジ・プログラム（首長部局と連携した市独自プログラム）

**学校・地域・行政が連携した学習プログラムの展開**

ジオサイト探検隊(鳥海中)

和歌山県では、平成29年度からの3年間で、全ての公立小・中・高等学校及び特別支援学校にコミュニティ・スクールを導入します。平成30年度には、全ての県立高等学校・特別支援学校に導入しました。

## 県立串本古座高等学校　地域とともに歩む学校

### 串本古座高校地域協議会と学校運営協議会

平成28年に串本町、古座川町の関係者が集まり、学校と地域の連携を強化するため、串本古座高校地域協議会が発足しました。29年度にはきのくにコミュニティスクールとして、串本古座高校学校運営協議会を設置、活動を始めました。

両協議会から出た意見を取り入れ、「地域まるごとキャンパス構想」の充実や、中学校長や中学校保護者を対象とした学校説明会の開催、地域協議会と連携した学習の場である「くろしお塾」の取組などを行っています。

きのくにコミュニティスクール・・・コミュニティ・スクールとそれを支える既存の「きのくに共育コミュニティ」等との連携・協働により、社会総掛かりで教育を実現する仕組み

### 地域まるごとキャンパス構想

#### ①地域活性化に貢献する人材の育成をめざして

「地域と一体となった特色ある学校づくり」「地域に貢献できる人材の育成」という思いのもと、平成29年度から、地域の教育資源を活用する「地域まるごとキャンパス構想」を立ち上げました。本校グローカルコース（全国募集）では、地元ダイビング事業組合と協力した「マリンスポーツ」、地域の特色や魅力を自然科学分野から学ぶ「海洋環境」など、様々な特色ある授業を行っています。

#### ②ＣＧＳ（地域包括的支援部）の活動

地域貢献を目的としたＣＧＳ（地域包括的支援部）では、地域の方々と協力して、「まぐろ」「ゆず」などの地域産品を使った商品の開発、ＪＲとコラボした防災への取り組みなど、特色ある活動を行っています。

### これからの取組

#### ①地域活性化の核たる存在に

地域にある唯一の高校として、地域協議会と学校運営協議会の両輪で、この地域の将来を担う人材を育成し、地域活性化の核たる存在になるための取組を進めていきます。

#### ②様々な取組を展開

和歌山大学、早稲田大学等と連携した取組や、トルコ大使館から講師を招聘した学習などを展開していきます。また、「くろしお塾」を主体として、高校生のみならず、この地域の小中学生や社会人を巻き込んだ取組を展開することで、「地域とともに歩む学校」をめざしていきます。

## 県立有田中央高等学校　地域の中核を担う若者を育てる

### 「有田中央高校地域協育会」から きのくにコミュニティスクールへ

地域の未来を託す若者を“みんながかりで育てよう”との思いから、「有田中央高校地域協育会」は平成23年に発足しました。

学校・家庭・地域社会が連携し、それぞれの教育機能を補完・融合しながら様々な提言や支援活動を行っています。

平成29年度からは、きのくにコミュニティスクールとして、学校運営協議会と連携しながら活動を進めています。

1.生徒の活動・活躍の場を広げる部会
2.さわやかな街づくり部会
3.キャリアサポート部会
4.アグリ☆スマイル部会
5.福祉部会
6.地域の学校教育連携部会
7.品評会を盛り上げる部会

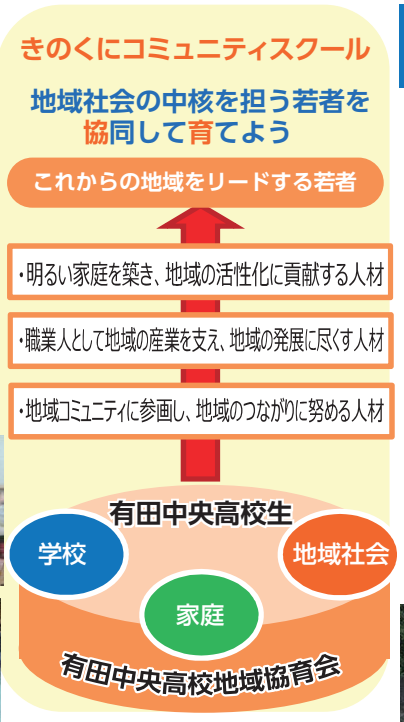


### きのくにコミュニティスクールを導入して良かったこと

#### 地域との交流の機会が増加し、地域の一員としての自覚の芽生え

清掃ボランティア活動等に取り組むことにより、地域の方々と接する機会も増え、登下校の様子も明るくなってきました。

地元の企業にも多くの生徒が就職し、就職後も地域の活動に取り組むなど、学校と地域、地元企業との連携につながっています。

#### 学校運営協議会委員長コメント

本校ＯＢとして、また、地域の一員として関わっています。母校が元気になることは、地域も元気になり、地元の活性化にもつながっていきます。これからの取り組みにも共に注目していきたいと思います。

# 大分県立玖珠美山高等学校

高等学校の取組例②

## 玖珠美山高校コミュニティ・スクールの基本構想

**Change→ Chance→ Challenge！　変化を機会に、そして挑戦へ！**

**基本理念**
**（めざす学校像）**

「自立・創造・協同」の校訓のもと、多様で変化の激しい社会において、逞しく生き抜き、社会をリードする生徒を育成し、「地域の学校」としての存在が地域の活力の源となるよう、地域に根ざし、地域に愛され、地域と共に成長する学校を目指す。

◎コミュニティ・スクール導入の目的

○**地域の人材やアイデアを活かした特色ある学校づくり**→地域の総合力で生徒の成長を支え、地域の学校として育て、地域の活性化につなげる。
○**新設高校の定員確保**→「おらが町の高校」として、地域をあげて支援する雰囲気が醸成され、高校入試においては生徒に選ばれる総合選択制高校につなげる。
○**地域を担う人材の育成**→小・中・高の12年間に渡り児童生徒の育成に関わることで、郷土を愛する心を育み、将来ふるさとを支える人づくりにつなげる。

**小・中の学校運営協議会委員が委員として参画**
**小中学校コミュニティ・スクールで培った**
**学校、家庭、地域の教育力を生かす**

◎コミュニティ・スクールのイメージ

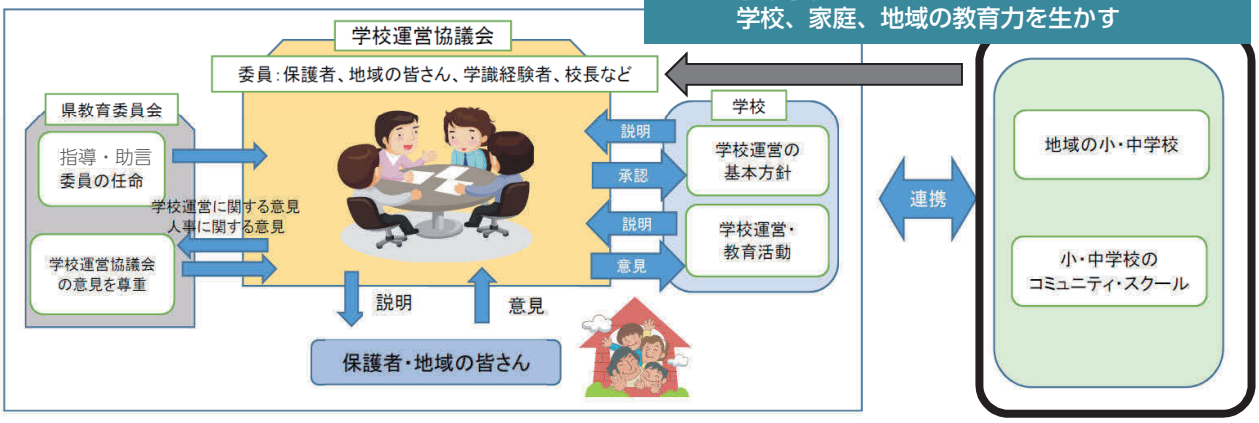


◎地域連携の具体的取り組み（案）

○小・中学校のコミュニティ・スクールと連携し、小・中・高が一体となって「地域に密着した系統的なキャリア教育の実践研究」に取り組む。
○地域のイベントや地元小・中学校、保育園、病院等の行事に積極的に参加する。
○小・中学校への出前授業に取り組み、地域の児童生徒の育成に高校の教職員や生徒も積極的に関わる。
○新規就農希望者対象に基礎的農業科目を受講できる機会を設けるなど、異世代間交流により地域の活性化を図る。
○教育ボランティアを募集し、放課後等での英語や数学等の学びやキャリア教育にかかる支援をお願いする。

## 学校運営協議会

### 学校運営協議会での議論　※右図はH29議題

- **喫緊の課題である生徒減少に対する具体的な解決策や高校の在り方を議論**
- 普通科、地域産業科という各コースの特色を生かした活動の展開を方向づけ
- 生徒による発表の場面を設定し、主体性を伸長

## 美山グローカルプロジェクト（MGP）～地域問題解決プロジェクト～

生徒の可能性を引き出し、地域に貢献する人材の育成をテーマに学力向上、部活動活性化、地域問題解決の３プロジェクトを実施。ここでは、地域問題解決プログラムを紹介。

### 課題研究発表会（地域産業科）

- 地域課題の調査研究、解決策の発表

### 玖珠の匠・達人に聞く

- 地域人材による特別講座、課題解決研究

### 中学校との連携

- 出前講座、生徒による学校紹介　など

| 回 | 平成２９年度学校運営協議会の議題等 |
|---|---|
| 1 | ○ 平成２８年度成果と課題<br>○ 平成２９年度学校教育目標・経営方針の承認について<br>○ 平成２９年度学校運営協議会の年間計画について |
| 2 | ○ 美山グローカルプロジェクトⅡについて<br>○ 学校運営の進捗状況について<br>○ 学校運営協議会委員との連携について<br>**≪学校運営協議会委員と職員との熟議、意見交換≫**<br>○ 熟議、全体協議<br>（テーマ１）　学校運営協議会に期待すること<br>（テーマ２）　学校の魅力・特色づくりについて |
| 3 | ○ １学期学校運営進捗状況について（玖珠町・九重町両町支援金含む）<br>○ 美山グローカルプロジェクトⅡについて<br>**≪学校紹介ビデオ視聴≫**<br>第１弾　玖珠郡内中学校での高校説明会<br>第２弾　久大地区高校説明会（玖珠郡内中学校）※ 英語科作成<br>**≪海外短期派遣留学生徒 体験報告≫** |
| 4 | ○ ２学期の学校運営進捗状況について（進路実績等を含む）<br>○ 学校評価について<br>○ 平成３０年度以降の学校運営協議会について<br>○ 平成３０年度教育課程案<br>**≪生徒研修報告（東京・つくば研修）≫** |
| 5 | ○ 平成２９年度学校運営について（進捗状況、学校評価を含め）<br>○ ３年生進路状況について<br>○ 平成３０年度高校入試志願状況について<br>○ 平成３０年度以降の学校運営協議会について |

# コミュニティ・スクールの導入状況

## コミュニティ・スクールの導入状況（学校数）

学校運営協議会を設置している学校数

46都道府県内 **5,432校**（平成30年4月1日現在）

（幼稚園147、小学校3,265、中学校1,492、義務教育学校39、中等教育学校1、高等学校382、特別支援学校106）

全国の公立学校のうち、**14.7%**がコミュニティ・スクールを導入

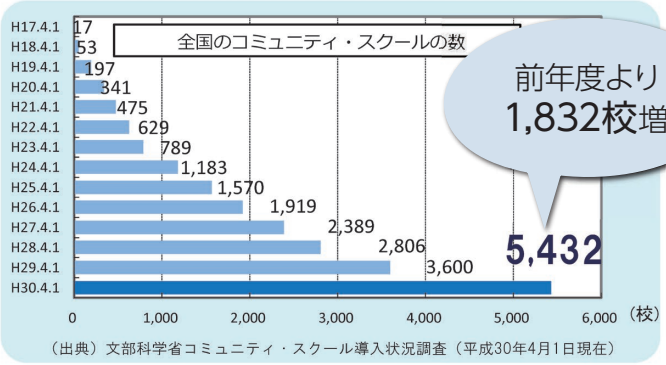


（出典）文部科学省コミュニティ・スクール導入状況調査（平成30年4月1日現在）

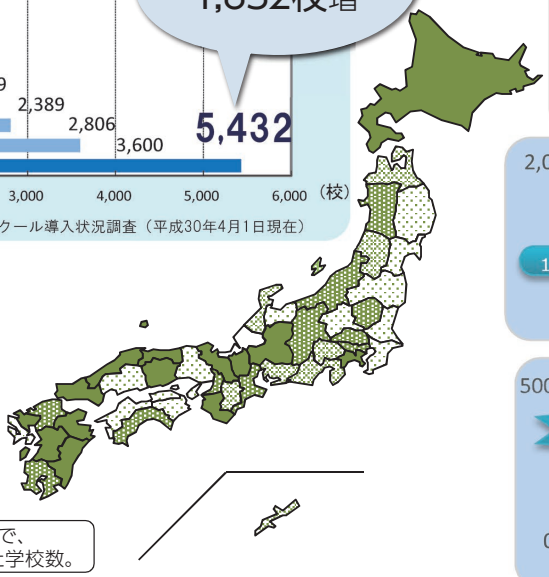

学校運営協議会を設置している学校の割合

【設置率】※
- 20%以上・・・
- 10%以上20%未満・・・
- 5%以上10%未満・・・
- 5%未満・・・
- 設置なし・・・

※母数は平成30年4月1日調査で、各教育委員会から報告があった学校数。

### ◆校種別の設置状況（3年経過）

※倍数はH28とH30の比較

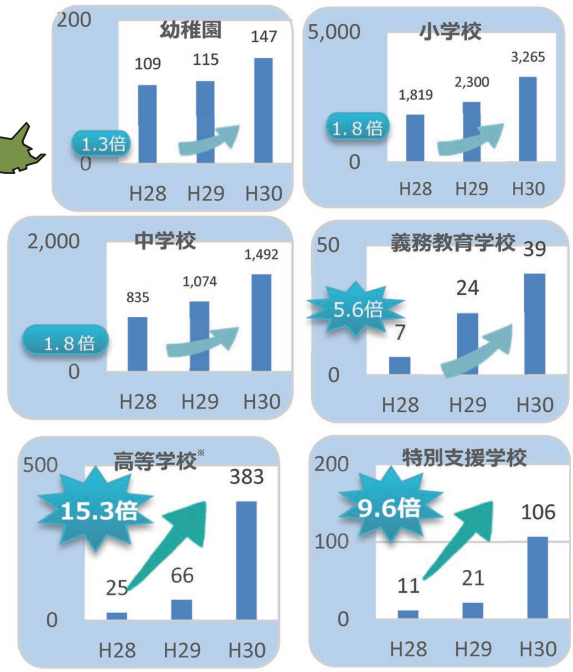


※中等教育学校を含む

## コミュニティ・スクールの導入状況（学校設置者数）

コミュニティ・スクールを導入している学校設置者数

46都道府県内 **532市区町村** **18道府県**（平成30年4月1日現在）

（18道府県、526市区町村（7政令指定都市を含む）、6学校組合）

全国の学校設置者※のうち、**30.5%**がコミュニティ・スクールを導入

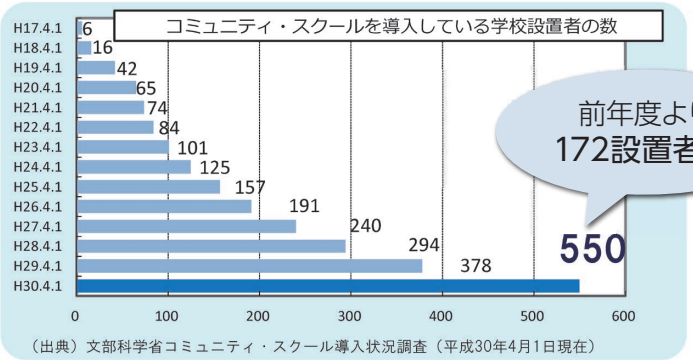


（出典）文部科学省コミュニティ・スクール導入状況調査（平成30年4月1日現在）

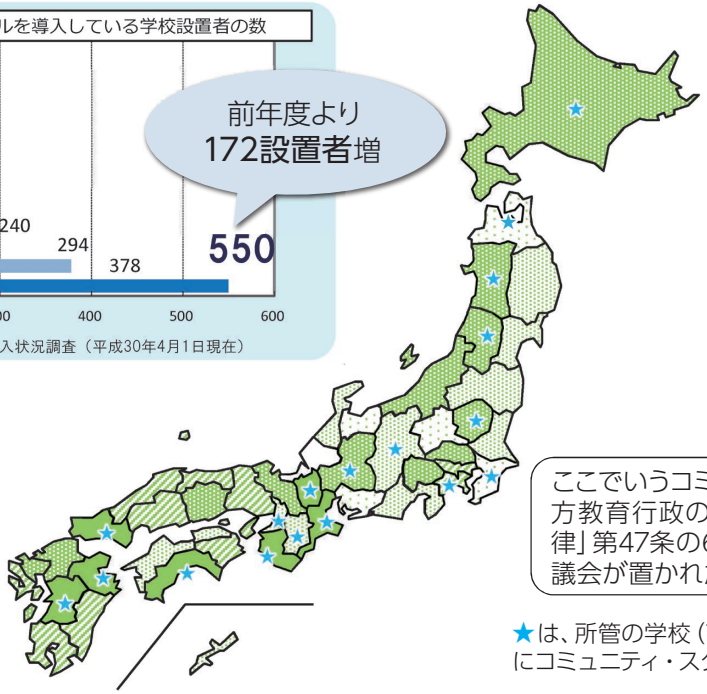

コミュニティ・スクールを導入している学校設置者の割合

【設置率】
- 50%以上・・・
- 30%以上・・・
- 20%以上・・・
- 10%以上・・・
- 10%未満・・・
- 設置なし・・・

ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の6に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

★は、所管の学校（高等学校・特別支援学校等）にコミュニティ・スクールを導入している道府県

# コミュニティ・スクール推進員／情報について

## コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）

### CSマイスター派遣制度

文部科学省では、全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなることを目指し、自治体に対して導入や推進に向けた積極的な支援を行っています。その一環として、要請に応じてCSマイスター（コミュニティ・スクールの導入や実践経験を有する元校長や教育長、学校運営協議会会長等）を派遣し、教育委員会事務局職員・教職員・地域住民等を対象とした研修会や制度説明会等を支援しています。

**赤松　梨江子**
徳島県
東みよし町立三好中学校
事務室長

**畦地　和也**
高知県
黒潮町教育委員会
教育長

**阿蘇品　康宏**
熊本県
山鹿市立山鹿中学校
再任用教諭

**新谷　さゆり**
岐阜県
白川村教育委員会事務局
社会教育主事

**安齋　宏之**
福島県
本宮市立五百川小学校
校長

**井上　尚子**
東京都
杉並区立天沼小学校運営協議会会長職務代理者、
学校支援本部アドバイザー

**今泉　良正**
宮城県
石巻市教育委員会生涯学習課
コミュニティ・スクール事業
企画員

**今村　隆信**
福岡県
純真短期大学
特任教授

**大谷　裕美子**
大阪府
美加の台学園小学校
学校運営協議会副会長
ゆめ☆まなびネット学校支援
コーディネーター

**大山　賢一**
新潟県
新潟薬科大学
非常勤講師

**梶原　敏明**
大分県
大分大学COC+推進機構
統括コーディネーター

**風岡　治**
愛知県
愛知教育大学
准教授

**岸　裕司**
千葉県
秋津コミュニティ
顧問

**黒瀬　忠行**
高知県
中土佐町立上ノ加江小学校
校長

**小西　哲也**
兵庫県
兵庫教育大学教職大学院
教授

**小見　まいこ**
新潟県
NPO法人みらいずworks
代表理事

**木本　育夫**
山口県
光市教育委員会
地域連携教育アドバイザー

**髙木　和久**
滋賀県
びわこ学院大学
非常勤講師

**高橋　興**
青森県
青森中央学院大学
教授

**玉利　勇二**
宮崎県
都城市立五十市中学校
校長

**竹原　和泉**
神奈川県
NPO法人まちと学校のみらい
代表理事

**辻林　操**
三重県
津市立南が丘小学校
学校運営協議会会長

**土江　博昭**
島根県
(株)キラキラ雲南顧問
常任相談役

**出口　寿久**
北海道
北海道科学大学
教授

**豊島　滋**
北海道
安平町教育委員会
生涯学習アドバイザー

**永江　多輝夫**
鳥取県
南部町教育委員会
教育長

**中村　正則**
兵庫県
兵庫教育大学教職大学院
教授

**西　孝一郎**
京都府
京都光華女子大学
准教授

**西村　久仁夫**
愛媛県
宇和島市立吉田中学校
校長

**布川　元**
山形県
大石田町教育委員会
教育長

**野澤　令照**
宮城県
宮城教育大学
学長付特任教授

**萩本　善三**
京都府
京都教育大学
客員教授

**増渕　広美**
神奈川県
神奈川県立市ケ尾高等学校
校長

**宮田　幸治**
広島県
府中市教育委員会学校教育課
学事係長

**森　保之**
福岡県
福岡教育大学教職大学院
教授

**森谷　正孝**
岡山県
NPO法人子どもたち共に学ぶ
教室シニアスクール
副理事長

**四柳　千夏子**
東京都
一般社団法人みたかSC
サポートネット
代表理事

## コミュニティ・スクールの情報について

### 全国コミュニティ・スクール連絡協議会

全国コミュニティ・スクール連絡協議会では、全国の教育委員会、学校関係者、学校運営協議会の皆さんをネットワークでつなぎ、全国各地の事例についての情報共有をすることで、コミュニティ・スクールの更なる普及・充実に向けた活動に取り組んでいます。

〒604-8064 京都市中京区富小路六角下る骨屋之町549　京都市教育委員会事務局 生涯学習部内
TEL：075-251-0456　FAX：075-251-0449
全国コミュニティ・スクール連絡協議会ＨＰ　http://www.japan-cs.org/

### 文部科学省ホームページ

コミュニティ・スクール　検索

ＵＲＬはこちら
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm

### ◇ Facebookでも情報発信中

CSマイスターや推進フォーラムの情報を随時発信しています

スマホからはこちら↑

スクールで広がる可能性
プログラミング教育
市立H小学校
2020年プログラミング教育全面実施に向けて協議中
学校長
ぜひ、我が校でも取り組みたいと……
私はプログラミングなんて学んでいません。どうやって指導したらいいのですか？
E先生
必要性は分かるけど…
小学校では対応できないよ
コミュニティ・スクールで新しい時代の教育に"即"対応!!
H大学情報学部教授
公民館長
コミュニティ・スクールが機能していれば、地元の大学や高専等から協力を得やすくなります。学生ボランティアの派遣を検討します。
適材適所な人材を知っています。
請要
元システムエンジニアです。自分のスキルを生かしたいです
学習支援員
まずは家庭から
通勤前見守り
おはよう
○○くんのお父さん
今日は5時間授業だよ
じゃあ、3時半には帰るわね
帰宅時間の確認
防犯ブザーの管理・使用方法の確認
家庭
共有・連携
見落としナシ
地域
学校
情報発信
通学路安全点検
低学年の下校指導・送り届け
みんな顔見知り
丸井さん、おはようございます。
自治会役員
あらっ、今日、山田くんお休み？
かぜでーす
3班の子たち、今日はやけに遅いな。
途中、一年生がトイレを借りたの
おかえり
こども110番
ただいま！
おー、今行く！先生に連絡っと！
田中さーん○○くんがケガしましたー
児童の登下校防犯活動

キャリア教育
只今、市立M中学校は「職場体験学習」の準備中…
生徒の受け入れをお願いできませんか
A先生
ムリムリ!! 忙しくて子どもの相手なんか出来ないよ
はたまた…
B先生
うちの子はプロスポーツ選手を目指してるので地元の職場体験は行かなくていいですか。
保護者
教材研究 部活指導 教員研修会…
通常業務をこなすのに精一杯…
職場体験の準備が進まない!
ちょっと まって
コミュニティ・スクールなら協働で課題解決
商工会のネットワークで受け入れ先を探します。M中学校の様子はよく分かっているので先方にも話しがしやすいよ。
職場体験の意義について理解が深まりました。保護者全体の周知に努めます
コミュニティ・スクール
商工会役員
PTA代表
学校長
地元企業人事担当
大学入試改革
県立S高校では学校運営協議会が開かれているのだが…
大学が求めているのは
主体性
多様性
協働性
を備えた人材
大学入試は今までとあまり変わりませんよ。
C先生
今まで通り個に応じた対応でよいのではないでしょうか
D先生
先生方、これこそ我々が求める社会人の姿ですよ。
地元企業人事担当
変化の激しい時代に対応出来る力が必要なのです
AIの発達
グローバル化
Society 5.0
PTA代表
子供たちの将来を見越して高等学校も変わらなければならないのでは?
「地域課題解決」への取組が鍵です。企業もぜひ高校とコラボしたいと思います。
ディベート
グループディスカッション
熟議 in S高校
う〜ん…
いろいろな方法がありますよ
今こそ
高等学校もコミュニティ・スクールで改革!!

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN